

平成 21 年 3 月 18 日

協力企業作業員の計画外被ばくについて

<概要>

(事象の発生状況)

- ・ 6号機の原子炉建屋タンク室で作業をしていた協力企業作業員1名が、1日あたり1ミリシーベルトを超える計画外の被ばく(1.05ミリシーベルト)をしたことを確認しました。
- ・ 労働基準監督署に事業者名、作業件名、1日あたりの被ばく線量が1ミリシーベルトを超えて作業を行う作業員数等をあらかじめ届け出ておりましたが、当該作業員についてはその対象としていなかったため、計画外の被ばくとなったものです。

(今後の対応)

- ・ 原因について調査します。

(安全性、外部への影響)

- ・ 当該作業員が被ばくした線量は、法令で定める線量限度を超えるものではなく、身体に影響を与えるものではありません。また、放射性物質の付着はありません。

(公表区分)

- ・ 本事象は公表区分Ⅲ(信頼性向上のために公表する事象)としてお知らせするものです。

詳細は以下のとおりです。

1. 事象の発生状況

当所6号機は平成21年3月11日より定期検査中ですが、平成21年3月17日午後3時30分頃、協力企業作業員1名が管理区域より退域したところ、1日あたり1ミリシーベルトを超える計画外の被ばく(1.05ミリシーベルト)をしていることを確認しました。

当該作業員はもう1名の協力企業作業員とともに、原子炉建屋4階タンク室*¹において配管サポート修理の現場調査を行うため、午後2時40分頃当該タンク室へ入室しましたが、午後2時46分頃、警報付き個人線量計の警報が発報したことから、2名とも直ちに退室しました。

退室後、作業員2名が携帯している警報付き個人線量計を確認したところ、当該作業員は1.04ミリシーベルト、もう1名の協力企業作業員は0.71ミリシーベルトを計測しておりました。

なお、当該作業員は午前中の作業において0.01ミリシーベルトの被ばくをしておりました。

労働基準監督署に事業者名、作業件名、1日あたりの被ばく線量が1ミリシーベルトを超えて作業を行う作業員数等をあらかじめ届け出ておりましたが、当該作業員についてはその対象としていなかったため、計

画外の被ばくとなったものです。

また、作業の計画段階では3月10日の測定結果に基づき、当該タンク室内の放射線線量率は1時間あたり1.5ミリシーベルト以下であると評価しておりましたが、今回の事象発生後、再度現場の線量率を測定したところ、1時間あたり約4～10ミリシーベルトであることがわかりました。

なお、プラントの操作状況を確認したところ、3月12日および13日に炉水を浄化する系統のろ過材の洗浄水等を当該タンクで受け入れと液体廃棄物処理系への移送を行ったことにより、現場の線量率が上昇したものと推定しております。

2. 今後の対応

引き続き、原因について調査いたします。

3. 安全性、外部への影響

当該作業員が被ばくした線量は、法令で定める線量限度^{*2}を超えるものではなく、身体に影響を与えるものではありません。

また、当該作業員には放射性物質の付着はありません。

以 上

* 1 タンク室

炉水を浄化する系統のろ過材の洗浄水等を液体廃棄物処理系に移送する際、一時的に受けるタンクがある部屋。

* 2 法令で定める線量限度

法令では、放射線業務従事者の線量限度は1年あたり50ミリシーベルト、5年あたり100ミリシーベルトと定められている。